

## 第43回 学長選考会議議事概要

- 1 日 時 平成27年3月18日（水） 15時54分～17時21分
- 2 場 所 新潟大学駅南キャンパス ときめいと 講義室B
- 3 出席者 大崎議長，石委員，神保委員，高橋委員，敦井委員，  
國谷委員，大山委員，牛木委員，鈴木委員，西澤委員 以上10名  
（ほか田代監事，近野監事がオブザーバー出席）  
（事務局陪席：河本総務部長，吉澤総務課長）

- 4 議事概要について  
第42回学長選考会議議事概要が確認された。

### 5 議 事

#### (1) 国立大学法人新潟大学学長選考基準について

議長から，前回会議における検討の趣旨に沿って，資料2-1のとおり，国立大学法人新潟大学学長選考基準の試案を作成した旨説明があり，同試案について審議を行った。

審議の結果，次の修正を加えて同試案を国立大学法人新潟大学学長選考基準として制定することを決定した（賛成8，保留1，途中退席1）。

- ①「3 学長選考候補者資格」の一及び二のうち，「その他の機関」を「その他の教育・研究機関」に修正する。
- ②「4 学長選考候補者の推薦」の(2)のうち，「常勤の教員」を「常勤の大学教育職員」に修正する。
- ③「7 学内意向投票の実施」のうち，「学内教職員の支持状況を調査するため」を「学内の支持状況を調査するため」に修正し，「常勤の教職員」を「常勤の役員（監事を除く。）及び教職員」に修正し，「部局別及び教員・非教員別」を「別に定める組織区分の別及び役員・大学教育職員とそれ以外の職員の別」に修正する。
- ④「8 学長選考候補者との面談の実施」のうち，「所信」を「所信等」に修正する。
- ⑤「10 再任の特例」のうち，「業績を評価する」を「業績を別に定めるところにより評価する」に修正する。

また，学長選考基準の制定に伴い，現行の学長選考規則及び学長選考規則実施細則を廃止することを決定した。

なお，字句の修正が必要な場合は，議長に一任することが了承された。

#### (2) 国立大学法人新潟大学学長選考会議規則の一部改正について

議長から，資料3の国立大学法人新潟大学学長選考会議規則新旧対照表のとおり，学長の毎年度の業務執行状況の確認及び学長の在任期間3年間の業績を評価するための規定を加えることについて審議が行われ，原案のとおり改正することが承認された。